

御杖村農業経営基盤の強化促進事業補助金交付要綱を廃止する告示

御杖村農業経営基盤の強化促進事業補助金交付要綱(令和3年御杖村告示第26号)は、廃止する。

附 則 (施工期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(財産の処分の制限に関する経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に行われる廃止前の御杖村農業経営基盤の強化促進事業補助金交付要綱第14条及び第15条に係る補助金の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。